

令和6年7月29日

第14回総会議事録

長岡市農業委員会

第 1 4 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 29 日（月曜日） 午後 1 時 55 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 22 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 23 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 24 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 5 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (20 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主事 吉澤 あゆみ、主事 田中 菜々子

開 会（午後 1 時 55 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 14 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 欠席届が議席番号 5 番、若井泰志委員、7 番、馬場陽子委員、11 番、田中豊委員、12 番、渡邊義浩委員の 4 名から提出されております。出席委員は 24 名中 20 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号 4 番、櫻井正広委員、8 番、青柳久雄委員を指名いたします。

日程第 2 議案第22号 農地法第 3 条の許可申請について
議長 日程第 2、議案第22号 農地法第 3 条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 3 から 5 ページをご覧ください。
今月の 3 条許可申請は11件でございます。
1 番から 7 番は売買による所有権移転、8 番から11番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第22号 農地法第 3 条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第23号 農地法第 4 条の許可申請について
議長 議案第23号 農地法第 4 条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 ご説明申し上げます。
議案書の 7 ページをご覧ください。
今月の 4 条許可申請は、栃尾地域 1 件、越路地域 1 件の 2 件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において7月22日までに現地確認を実施しております。

1番、平4丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するものです。工期は、令和7年4月1日から令和7年10月31日までの計画です。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

2番、浦の畑について、農業用倉庫建築敷地及び農作業場敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の2番とも関係しております。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第23号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第24号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第24号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の9、10ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、中之島地域3件、越路地域1件、寺泊地域1

件、長岡地域2件の計7件でございます。

1番、大口の畑について、庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和6年8月1日から令和6年8月31日までの計画です。申請地は、大口地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、浦の畑について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の2番と関連しておりますが、農業用倉庫建築敷地及び通路敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

3番、寺泊山田の畑について、別荘建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料17ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊山田地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、福山町の田について、事務所建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年10月20日までの計画です。申請地は、福山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。住宅及び事業用地等が連たんしている区域に近接する区域内にあり、事務所建築敷地としてほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

5番、河根川町の畑について、分家住宅建築敷地として利用するため贈与による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和7年2月末までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する

必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

6番、長呂の畑について、分家住宅及びカーポート建築敷地として利用するために贈与による所有権移転をするものです。工期は、令和6年8月25日から令和6年12月25日までの計画です。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、本家と相互扶助する必要性から、ほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

7番、長呂の畑について、農業用倉庫建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。議案資料18ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なもの判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第24号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第25号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の13ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で7件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が7件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは33件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が24件、使用貸借権設定が9件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは31件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が20件、使用貸借権設定が11件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の14ページから29ページにて確認をお願いします。

以上、計71件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第25号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第26号

農用地利用集積等促進計画案について

議長

議案第26号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたしま

す。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の33ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

このたびは5件の申出があり、内容については、使用貸借権の移転が5件となっています。

これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議、決定をさせていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第26号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第5号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第5号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を35ページに、5条の届出について12件を36から38ページに、農地法の適用を受けない事実確認3件を39ページに、18条合意解約について2件を40ページに、利用権の解約について9件を41、42ページに、中間管理権の解約について5件を43ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第14回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時14分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年7月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤 佑美	13	出	本田 栄一																		
2	出	土田 米藏	14	出	駒野 亜由美																		
3	出	韭澤 哲也	15	出	西巻 郁夫																		
4	出	櫻井 正広	16	出	千野 俊輔																		
5	欠	若井 泰志	17	出	馬場 義昭																		
6	出	諸橋 昇一	18	出	安達 隆幸																		
7	欠	馬場 陽子	19	出	坂詰 隆																		
8	出	青柳 久雄	20	出	多田 好一																		
9	出	長谷川 惣市	21	出	鳥羽 若一																		
10	出	岩本 一男	22	出	伊丹 なつい																		
11	欠	田中 豊	23	出	佐藤 辰也																		
12	欠	渡邊 義浩	24	出	中野 明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">20 人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">4 人</td> <td></td> <td></td> <td>櫻井 正広 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24 人</td> <td></td> <td></td> <td>青柳 久雄 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	20 人			議事録署名委員	欠席委員	人	4 人			櫻井 正広 委員		計	24 人			青柳 久雄 委員
出席委員	人	20 人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	4 人			櫻井 正広 委員																		
	計	24 人			青柳 久雄 委員																		